

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
美園住宅（503棟ほか2棟）外壁改修その他工事一式	支出負担行為担当官 北海道財務局総務部長 井上 泰延 北海道札幌市北区北8条西2	平成29年6月19日	アイグステック株式会社 代表取締役 塩谷 政志 神奈川県藤沢市大庭5404-7 湘南エスパス	2430001043936	一般競争入札	241,003,490円	207,036,000円	85.9%				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公費）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

（注1）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

（イ）法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

（ロ）条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの

（ハ）閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

（ニ）地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

（イ）防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

（ロ）電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

（ハ）郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

（ニ）再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

（ホ）美術館等における美術品及び工芸品等の購入

（ヘ）行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

（注2）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
乃木町住宅（406棟ほか1棟）ほか2住宅外壁改修その他設計業務一式	支出負担行為担当官 北海道財務局総務部長 井上 泰延 北海道札幌市北区北8条西2	平成29年6月6日	株式会社田中建築設備事務所 代表取締役 田中 晶己 北海道札幌市中央区南1条西7-20-1	1430001010268	一般競争入札	8,470,224円	5,020,920円	59.2%				
美園住宅（506棟）ほか2住宅外壁改修その他設計業務一式	支出負担行為担当官 北海道財務局総務部長 井上 泰延 北海道札幌市北区北8条西2	平成29年6月6日	株式会社田中建築設備事務所 代表取締役 田中 晶己 北海道札幌市中央区南1条西7-20-1	1430001010268	一般競争入札	9,971,769円	5,184,000円	51.9%				
幌北住宅（505棟ほか3棟）ほか3住宅給湯暖房機取替その他設計業務一式	支出負担行為担当官 北海道財務局総務部長 井上 泰延 北海道札幌市北区北8条西2	平成29年6月6日	株式会社エイト設計 代表取締役 高橋 忠明 北海道札幌市大通西1-14-2	2430001032014	一般競争入札	3,513,110円	2,570,400円	73.1%				
国有建物解体撤去工事設計業務一式	支出負担行為担当官 北海道財務局総務部長 井上 泰延 北海道札幌市北区北8条西2	平成29年6月12日	株式会社三輝設計事務所 代表取締役 森下 篤郎 福井県福井市和田1-4-10	3210001014388	一般競争入札	3,847,573円	3,111,480円	80.8%				
南8条住宅ほか17住宅消防用設備等保守点検業務一式	支出負担行為担当官代理 北海道財務局総務部総務課長 高桑 誠 北海道札幌市北区北8条西2	平成29年6月30日	北光管理サービス株式会社 代表取締役 小堀 憲一 北海道札幌市中央区南1条西7-1-2都市ビル	7430001015724	一般競争入札	同種の他の契約の 予定価格を類推されるおそれがある ため公表しない	5,940,000円	-				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
印刷機交換契約 1台	分任支出負担行為担当官 北海道財務局帯広財務事務所 長 原井 英一 北海道帯広市西5条南6	平成29年6月12日	株式会社曾我 代表取締役 曾我 彰夫 北海道帯広市西15条南2 8-1-8	8460101000820	一般競争入札	同種の他の契約の 予定価格を類推され るおそれがある ため公表しない	3,769,200円	-				
平成29年度函館地区合同宿舍 消防用設備等保守点検業務一 式	分任支出負担行為担当官 北海道財務局函館財務事務所 長 大久保 誠 北海道函館市新川町25-1 8	平成29年6月14日	建物検査事務所 代表 野際 實 北海道函館市柏木町11- 1-904	-	一般競争入札	同種の他の契約の 予定価格を類推され るおそれがある ため公表しない	810,000円	-				
事務用椅子購入契約 20脚	分任支出負担行為担当官 北海道財務局釧路財務事務所 長 中島 和正 北海道釧路市幸町10-3	平成29年6月30日	株式会社大伸 代表取締役 山口 房伸 北海道釧路市新釧路町3- 17	1460001001000	一般競争入札	1,614,600円	1,566,000円	96.9%				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

（注1）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

（イ）法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

（ロ）条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

（ハ）閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

（ニ）地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

（イ）防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

（ロ）電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

（ハ）郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

（ニ）再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

（ホ）美術館等における美術品及び工芸品等の購入

（ヘ）行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

（注2）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。